

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 7 年10月20日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一

1 調達内容

調達件名 団地再生事業に係る情報発信資料の図面作成業務

- (1) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年12月19日まで
- (3) 納入場所 独立行政法人都市再生機構 スtock事業推進部事業推進課
- (4) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 見積書提出時において令和 7・8 年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格と関係ありませんのでご注意ください。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

※オープンカウンター方式について

(<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>)

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー(5階総合受付)

※5階入札室前オープンカウンター専用見積書投函箱に投函すること。

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課

電話 045-650-0189

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年10月24日(金) 16時00分

② 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 否

(2) 契約書作成の要否 要(別添1の請書および別添2の特約条項による)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 ストック事業推進部事業推進課

電話 045-650-0523

以 上

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、団地再生事業に係る情報発信資料の図面作成業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

表	裏
独立行政法人都市再生機構 総務部長 丹 圭一 殿 (〇〇業務 見積書) (押印省略)	封 会社名 代表者 ※登録番号 所在地

- ※ HP 又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
 なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
- ※ 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については注意すること
- ※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

請 書

1 業務名称 団地再生事業に係る情報発信資料の図面作成業務
 2 業務内容 仕様書のとおり
 3 履行期限 令和 7 年 12 月 19 日
 4 代 金 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務については、以下の内容を確実に履行いたします。

記

- 1 業務は、履行期限までに貴殿の指示する方法により履行します。
- 2 業務の履行は貴殿が行う検査を経るものとし、検査の結果不合格となった業務については、これをやり直します。
- 3 前 2 項の記載事項を履行しないときは、損害賠償の責を負います。
- 4 前各項以外の事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議し、又は協議に応じます。

令和 年 月 日
 独立行政法人都市再生機構
 総務部長 丹 圭一 殿

受注者
 住 所
 会社名
 代表者

印※1

※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
 担当者（会社名・部署名・氏名）：
 ※ 2 連絡先（電話番号） 1 ：
 連絡先（電話番号） 2 ：

- ※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和7年 月 日付けで締結した団地再生事業に係る情報発信資料の図面作成業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

横浜アイランドタワー11階

独立行政法人都市再生機構 本社

氏 名 総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所

氏 名 代表取締役 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。